

会長あいさつ

新居浜市農業委員会 会長 小野 輝雄



第二十一期農業委員の任期も残すところ半年余りとなりました。

この間、国内では東日本大震災という未曾有の災害を経験し、福島原発の解決への道筋が明らかになっていません。農業分野に目を向けますと、政府よりTPP交渉への参加が正式表明され、農業を取り巻く環境が今後厳しくなっていくことが予測されます。関税撤廃は自由貿易推進の代償として、農業生産価格を減少させ、農業従事者の生産意欲の減退を招き、最終的に耕作放棄地の拡大に繋がるのではないかと危惧しております。近年続いている異常気象によつて、全国的に農家は多大な被害を受けております。また、数年前から実施されている戸別所得補償モデル対策も十分な効果を発揮することなく、遊休農地は依然と増加傾向にあります。



新居浜市でも多くの課題が残されております。それが、耕作放棄地の増加であり、後継者不足であります。農業委員会を中心にあつせん等を行っておりますが、担い手をなかなか見出せないのが現状であります。「人・農地プラン」作成により地域の担い手となる人物の発掘が急務であると感じます。また、農道・用排水路の農業生産基盤の老朽化が進行しており、修繕等が必要な時期にさしかかってきております。これらの課題は、今後農政部会で議論をかさね、新居浜市長への建議書として反映させる予定です。農業委員の役割は重要ですので、一人一人が、自覚と責任を持ち、新居浜農業の進むべき方向を見定め、指導、助言すべきであると考えております。残された半年余りの任期を地域農業者の代表として農業委員会活動に全力を尽くし、農家のためになるよう尽力してまいりたいと考えます。

農業委員より活動報告



農地部会長 岡部 正明

第二十一期農業委員会農地部会長として残すところ半年余りになりました。農地部会は毎月五日に行われています。

部会に先だつて無断転用調査小委員会が開かれます。違反事例のほとんどの場合、農地法第四条並びに第五条の転用許可申請された事案の調査結果で無断転用が発覚されています。

小委員会では、申請人本人から違反転用事案に至った説明をもらい、地元農業委員、農地部会長、部会長代理をまじえた質疑応答を行い追認の是非についての審議が行われます。

結論は翌月の農地部会に報告されます。農地は一度失われると絶対に元どおりにはもどりません。地域の限られた資源だから大切に守らねばと思ひます。毎年七月から九月にかけて遊休農地確認の農地パトロールを行い発生防止、解消対策につとめていますが、なかなか妙案はみつかりません。今後とも委員会活動に全力を尽くしていきたいと思ひます。



農政部会長 曾我部 英敏

第二十一期農業委員会で二年、農政部会長として一年余りが経過いたしました。

農政部会では、新居浜市の農業が直面いたしております。農業政策に関する色々な課題について関係機関を含めて調査・協議を行ってまいりました。

現在の新居浜市における農業活性化は従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地が増加傾向など、また追い打ちをかけるようにTPPの政府対応が問題で根本的な解決策がなかなか見出せないのが現状です。

その中で農政部会として意欲のある個人や企業等新しい担い手への農地の貸し借りの推進を行っています。

また遊休地の景観作物作付や有害鳥獣対策など農業委員が中心となつて行うことが必要かと思われ

ます。今後とも農業委員の果たす役割はますます重要になると思われますが新居浜農業の進むべき方向をしっかりと見定め、地域農業者のリーダーとして農家のために努力してまいりたいと考えます。

新農業委員紹介

土地改良区推薦



高橋 征三 星原町 農政部会

*平成二十五年六月一日から、高橋征三委員が土地改良区より農業委員に就任しました。



お疲れさまでした。

神野 幸雄さん (改良区推薦)
山本 健十郎さん (議会推薦)



現在の第二十一期農業委員の任期は、平成二十六年七月十九日までです。残りの任期、委員全員で活力ある新居浜農業の確立に向け頑張ります。

全国農業新聞は「農地を守り担い手を応援する専門紙」(週刊)です。

農業経営、暮らしに役立つ情報が満載の新聞です。購読しましょう。



- ★わかりやすい農業・農政の解説
- ★みんな知りたい経営・流通の最新情報が満載
- ★暮らしと地域に活性化を
- ★女性の元気を応援

発行日 毎週金曜日
購読料 月額600円

購読のお申込は、お近くの農業委員又は農業委員会までお問い合わせください。

農業委員の紹介!

農業委員は、各地域における農家・農業者の代表です。御相談・御質問は各地域の農業委員までお気軽にご相談ください!

議席	氏名	住所	種別	部会別	議席	氏名	住所	種別	部会別	議席	氏名	住所	種別	部会別
1	寺田 福光	大生院	選挙	農政	12	藤原 雅彦	星越町	学識	農地	23	守谷 博明	上原	選挙	農政
2	仙波 憲一	船木	学識	農地	13	藤田 幸隆	西喜光地町	選挙	農政	24	山下 元	庄内町	選挙	農政
3	篠原 修	光明寺	選挙	農地	14	岡部 正明	垣生	選挙	農地	25	片上 和彦	久保田町	選挙	農政
4	小泉 誠一	中村松木	選挙	農地	15	小野 輝雄	沢津町	選挙	農政	26	村尾 浩一	新須賀町	選挙	農地
5	藤田 幸正	垣生	選挙	農政	16	篠原 浩司	船木	選挙	農政	28	神野 照一	郷	選挙	農政
6	星加武比古	中西町	選挙	農地	17	前田 和男	多喜浜	選挙	農地	29	澤田 眞生	下泉町	選挙	農政
7	矢野 和光	船木	農業共済	農地	18	曾我部英敏	北内町	選挙	農政	30	松木 忠夫	江口町	農協	農政
8	鴻上 孝志	船木	選挙	農地	19	高橋 繁	松神子	選挙	農地	31	合田 有良	萩生	選挙	農地
9	秦 昭一	大生院	選挙	農地	20	高橋 一郎	萩生	学識	農政	32	高橋 征三	星原町	改良区	農政
10	土岐 博章	萩生	選挙	農政	21	永井 幸孝	北新町	選挙	農地					
11	岡田 充	宇高町	選挙	農地	22	神野 賢二	船木	選挙	農地					

*27番は欠番です。

(議席順:平成25年11月5日現在)

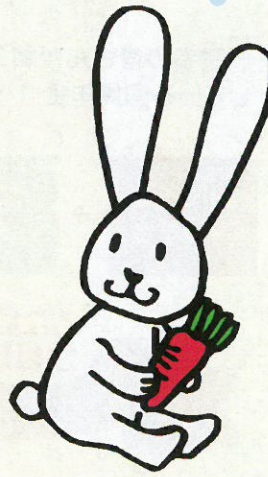
平成26年度は 農業委員会委員改選の年です

選挙人名簿の登載申請をお忘れなく!

農業委員会委員の選挙人名簿は、各農家からの申請により、毎年1月1日現在の状況を農業委員会が審査・判断を行ったものを基に、選挙管理委員会が作成します。

農業委員選挙資格の要件は

- ① 新居浜市に住所を有する人。
- ② 年齢20歳以上の人。
- ③ 10アール以上の農地で耕作の業務を営む人。
- ④ ③の耕作を営む人の同居親族または配偶者で年間60日以上耕作に従事している人。



※ 農地を10アール以上所有していても、実際に耕作していなければ選挙人の資格はありません。
 ※ 年間60日以上耕作に従事していても、別居の親族は選挙人の資格はありません。(例えば、別居の子供が農業を手伝っている場合は選挙人の資格がありません。)

この要件を満たす方は、1月1日現在の状況を1月10日までに農業委員会に申請が必要です。
 また、今まで実績があり、現在名簿に登載されている世帯の方は、12月上旬から各地区の農業委員を通じて申請書を配布しますので、選挙権のある方は、農業委員会に提出してもらうことが必要です。

選挙管理委員会が2月20日までに調製し、2月23日から15日間縦覧に供します。選挙人名簿に誤りや記載漏れがある場合は、この期間内であれば、選挙管理委員会に文書で異議を申し出ることができます。

この名簿が、3月31日から翌年3月30日まで据え置かれ、この間に行われる選挙に使用されます。
 一般選挙は農業委員会の選挙による委員を全員選出するための選挙であって、委員の任期が満了となったとき、選挙された委員が全員解任(リコール)されたとき、委員が総辞職したときに行われます。

平成26年度は、3年に1回の農業委員改選の年に当たります。
 申請用紙は、12月上旬から各地区の農業委員を通じて皆さんに配布していますので、申請漏れのないよう選挙権の資格のある方は必ず農業委員会までご提出ください。

委員報告

先進地視察研修

研修先・周南市経済産業部農林課

(山口県周南市)

道の駅きらあじす

(山口県山口市)

研修日・平成二十五年

七月十七日～十八日

周南市の人・農地プランの取組等について

新居浜市農業委員会は、山口県周南市を訪問して、周南市の人・農地プランの取組、周南市食農総合ビジョン等について研修しました。

周南市では、市内を二十地区に分けて人・農地プランを作成し、平成二十四年度中に全地区の作成を終えています。

人・農地プランには、

青年就業給付金の支給、スーパージン金の当初五年間無利子化、農地集積協力金の支払といった制度があります。これらの制度を利用する予定の人がいるため、作成を急いだそ



うです。

遊休農地については、法人の参入による遊休農地の解消事例、山口県が行っている、牛をレンタルして遊休農地の雑草を解消する山口式放牧等について説明を受けました。

また、都市と農村の相互理解を深め、互いに補完しあうことで農産物の生産振興を図ろうという意図で策定した、食農総合ビジョンについての説明も受けました。

このビジョンに基づき、周南市では、生産者が小学校に赴いて、実際に給食で使用する食材について授業を行う活動、一般市民が農業体験として収穫の手伝いを行う活動などが行われています。

道の駅 きらあじすについて

山口県山口市の道の駅きらあじす(山口市阿知須五百九十八)で研修を行いました。

さらあじすは、平成十七年三月にオープンした第三セクターが運営する道の駅です。平成十三年に開催された、山口きらあじす博の跡地に作られました。

ここで販売されて

いる農産物は、基本的に地元阿知須の人が阿知須で生産したものです。品揃えとして不足する分については、山口県内の生産者と契約して委託販売を行うか、農協等から仕入れていきます。



阿知須では、特産品としてカボチャの生産に力を入れています。

特に、平成七年から栽培を始めた「くりまさる」という品種は、今では阿知須を代表する特産品として人気を集めています。平成二十五年度は八十八戸が約八・五畝に作付けし、百二十トンの収穫を見込んでいます。



さらあじすでも、くりまさるの販売に力を入れています。私たちが訪れる直前の七月十三日(土)と十四日(日)の二日間対面販売を行い、百箱(一ト)を完売しました。

加工品の販売にも力を入れ、くりまさるを使ったソフトクリーム、コロッケ、パン、水ようかん、餅菓子等、様々な商品を開発・販売しています。

ちなみに、くりまさるの名の由来は、「栗(くり)より甘さが勝る(まさる)」だそう、収穫期には、これを目当てに訪れるお客さんで賑わうそうです。

研修を終えて

新居浜市は現在、人・農地プランを作成しているところ、周南市の事例は新居浜市の方式とは異なっていました。地域の農家の代表として農業委員が関わっていく必要性を強く感じました。

また、さらあじすでは、くりまさるやソフトクリームを購入する農業委員も多くいました。味については好みが変わるところでしたが、特産品の持つ力を改めて感じました。阿知須でも元からあったものではなく、農家と企業(道の駅)が協力して特産品として作り上げたものです。新居浜でもこうした取り組みができないか考えさせられました。

こうした取り組みはありますが、遊休農地の

組むようになります。制度が受けられるようになる仕組みです。

存在になるだろう農業者を指定し、農地の集約を図ったり補助制度が受けられるようになる仕組みです。



上の写真は、9月25日に実施した中萩地区農地パトロールの風景です。

全国的に遊休農地の増加が問題となっています。平成二十三年度の荒廃（遊休）農地調査で、全国の荒廃農地の面積は二十七万八千鈔ありました。これは、愛媛県面積（約五十六万八千鈔）の二分の一に当たります。新居浜市の今年の荒廃農地調査の結果は、下の表のとおりでした。

遊休農地が発生する原因としては、農家の高齢化、相続による非農家への農地の承継、鳥獣被害の拡大等、さまざまな理由が考えられます。ただ、共通しているのは、一旦遊休農地化すると、優良農地に戻すのは大きな努力と費用が必要になるということです。

遊休農地の早期解消と未然防止を図り、地域農業の持続的な発展を促すため、国が平成二十四年度から始めた政策があります。「人・農地プラン」と呼ばれるものです。

人・農地プランというのは、今後地域の中心的存在になるだろう農業者を指定し、農地の集約を図ったり補助制度が受けられるようになる仕組みです。

遊休農地をどうするの？ 家族で話し合おう

増加を防ぐのに十分とは言えません。遊休農地となり雑草が生い茂ると、その土地の農地性が失われるだけでなく、周辺の農地や民家へも悪影響を及ぼします。

遊休農地をお持ちの方は、ご家族が集まった機会にでも、今後遊休農地をどうするか話し合いになってみてください。

荒廃（遊休）農地現地調査集計結果 (調査期間：平成25年8月～平成25年10月)

支所	荒廃農地		農地に占める遊休農地の割合
	筆数	面積 (㎡)	
1 本所	39	24,160	2.82%
2 高津	12	11,044	1.28%
3 垣生	60	39,921	5.06%
4 神郷	105	59,322	4.17%
5 多喜浜	220	175,129	15.63%
6 船木	254	138,575	7.54%
7 角野	32	25,993	2.48%
8 泉川	45	21,700	1.47%
9 中萩	190	138,443	5.64%
10 大生院	61	43,888	3.21%
11 大島	19	12,456	1.71%
12 別子山	138	360,888	44.48%
合計	1,175	1,051,519	7.12%

農林水産課よりお知らせ

就農希望者等を対象とした「就農相談会」を毎年二月に開催いたしております。詳細は市政だより二月号等でご案内いたしますので、農業に興味のある方のご参加をお待ちしています。

また、青年就農給付金事業が開始されております。原則四十五歳未満で農業を始められる方等が対象（その他要件あり）です。受給を希望される方はご相談下さい。

農地転用許可について

（太陽光パネル設置の場合にも転用許可は必要となります）

農地を宅地や雑種地などの農地以外に利用する場合には事前に愛媛県知事の許可を受ける必要があります。

最近、農地に太陽光パネル設置のための農地転用の申請が増加しております。農地に太陽光パネルを設置する場合においても、例外なく愛媛県知事の許可が必要となります。

農地の転用に関して不明な点がございましたら、お気軽に農業委員会まで御相談ください。

農業者年金

ゆとりある老後をサポート!!



老後への備えは十分ですか??

国民年金と厚生年金、貰える額がこんなに違います!!

民間サラリーマンなど (モデルケース)

国民年金 (基礎年金)

厚生年金

夫婦合わせて月額約23万円

農業者の皆さんが加入している国民年金

国民年金 (基礎年金)

夫婦合わせて月額13万1千円

サラリーマンと農業者とは、年間約120万円もの差ができてしまいます。



国民年金 (基礎年金)

農業者年金

で、ゆとりある豊かな老後を迎えましょう。

※ 農業者年金は任意加入の公的年金制度です。

農業者年金のメリット

所得税・住民税が節税に!!

農業者年金の保険料は、全額社会保険料控除（年最高80万4千円）の対象となり、所得税・住民税が節税になります。（支払った保険料の15%~30%程度が節税に）

認定農業者など担い手の方は、保険料の国庫補助が受けられます!!

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

少子高齢化時代に強い!! 「積立式年金」

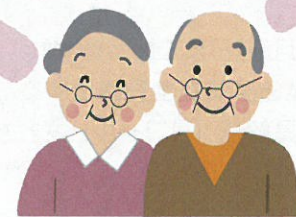
年金額が加入者受給者の数に影響されない安定した年金制度です。

保険料は自由に選択できます!!

月2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に選択。その時の状況に合わせて増額・減額も可能です。

終身年金80歳までの保証付き!!

原則65歳になれば年金は生涯支給されます。万が一、80歳までに亡くなられた場合でも、遺族に死亡一時金が支払われます。



農業者の方なら広く加入できます!!

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。

農業者年金の内容、加入手続きについては、JA又は農業委員会にお問い合わせください。 ※全国農業会議所発行全国農業図書より引用

景観形成作物の 取り組み

毎年増加する遊休・荒廃農地の発生防止対策として、景観形成作物事業を行っています。この事業により、農地の保全の大切さを所有者に再認識していただくとともに、園児に自然体験学習を通じての心の健全育成に役立ててもらうことを目的としています。

中萩地区 ひまわり



5月 耕起
種まき
除草剤散布



除草
作業

開花

7月 園児招待



船木地区 ポピー 5月 園児招待



川東地区 ひまわり

5月 耕起
種まき
除草剤散布

開花

7月 園児招待



現在、市内3ヶ所
で行っております。
実施場所等、詳しい情報は
新居浜市のホームページをご覧ください。
<http://www.city.niihama.lg.jp/>

景観形成事業班長よりの報告



上部東地区班長
篠原浩司

上部東地区では、遊休農地防止対策の一環として景観形成事業に取り組んでいます。船木・泉川地区の農業委員が中心となってひまわりやポピーの作付を行っています。冬の寒い時や夏の猛暑の時に種を播いたり、雑草の草取りを委員で協力してやっております。その甲斐あって花が見ごろを迎える頃、東田保育園や船木保育園の園児や老人ホームの方々を招待し、みんな喜んでくれてます。園児たちは花の中を駆け回り、花を摘んで楽しんでいました。その風景をお年寄りの方は優しい笑顔で見つめており、委員が摘んだ花を嬉しそうに持ち帰っていました。

上部東地区の景観形成の場所は、新居浜インターチェンジの近くにあります。交通量が多いため通行人に楽しんでいただいています。綺麗な花が咲いてくれると私たちも安堵感でうれしく思います。最後にになりますが、ご協力いただきました農業委員および関係機関の方々に厚くお礼申し上げます。



上部西地区班長
合田有良

私達の圃場は、農協上部西支部西隣の国道十二号沿いで啓発するには最適の位置にあります。三つの区画で約十五アールの面積を角野・中萩・大生院で合計十名の農業委員で話し合いひまわり・ポピー・菜の花等の品種を選び、年二回のサイクルで種まき栽培を行っています。

開花期には保育園児・老人ホーム入所者を招待し、喜々として遊び「おじちゃんこれ摘んで」とか、美しい花をお年寄りに持ち寄る姿は実に微笑ましく、その時こそ栽培の苦労も忘れる瞬間です。

景観形成事業は、遊休農地の荒廃防止とその啓発のために始めてから十三年にもなる永い取組事業です。市内全体の遊休率は平成二十二年に比べ二十四年は、一五%面積にして二十四年減少しています。自分たちの行動もこの結果を生み出していると思います。しかし、今後益々遊休化が懸念される中で今までどおりで良いのか、反省・改善しながら取り組みを続けたいと思います。



川西川東地区班長
岡田充

川東地区では、十二名の農業委員が宇高町二丁目の遊休農地を利用して、景観作物の育成に取り組んでおります。

今年は異常な暑さで、ミニひまわりの発芽状態が悪く心配しましたが、猛暑の中での除草作業や灌水などで苦労した結果、何とか花を見られる程度に成長しました。

春はコスモスやミニひまわり、秋はポピーを播種の後、施肥・除草・灌水などをして育成し、開花期には周囲の風景に彩を添え、近隣や通行中の方々の憩いの場を提供し、また、保育園児を招待して花を摘んだり遊んでもらうなど、遊休農地の発生防止、農地所有者への啓発、地域のイメージアップなど所期の目的達成に向けて、成果を上げつつあると思っています。

今後とも、皆様のご指導・ご協力をいただきながら、より充実した景観形成事業に取り組みたいです。

